

# 関川小学校「学校いじめ防止基本方針」

関川村立関川小学校

## はじめに

### 【いじめの定義】

いじめとは、「当該児童児童が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所の内外を問わない。

そして、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

(文部科学省「平成18年度児童児童の問題行動等児童指導上の諸問題に関する調査」)

### 【いじめ防止対策推進法 第2条 (定義)】

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※ 第3項 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

本方針は、上記の「いじめの定義」を踏まえ、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）第13条により、関川村立関川小学校の児童が安心して充実した学校生活を送ることができるように「いじめをしない、許さない、命を大切にす意識を醸成する学校づくり」を目的に策定するものである。

## 1 いじめ防止のための対策に関する基本的な方針

### 【基本理念】

- いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、身体、財産に重大な危険を生じさせる恐れがある。  
したがって本校では、「いじめは、どの学校、どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない」という基本認識にたち、すべての児童が、いじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。
- いじめ防止対策推進法第4条の「児童等、いじめを行ってはならない。」を基本として指導を行い、いじめ防止の対策を講じる。
- いじめが行われず、全ての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、村教育委員会、家庭、地域住民、関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。
- 全ての児童が、安心・安全に学校生活を送ることができ、互いに認め合える人間関係・学校風土を、児童自らが創り出していく取組を推進する。
- 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、村教育委員会、当該学校に在籍する児童の保護者、地域住民、その他の関係者と連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務がある。

## 2 いじめ防止対策のための組織

いじめ防止対策を実効的に行うため、以下の組織を設置する。

### (1) いじめ対策に向けた中核となる組織

#### ① いじめ防止対策委員会

##### ア 構成員

校長、教頭、教務主任、生活指導主任、学級担任、学年主任、特別支援コーディネーター、養護教諭、PTA会長、主任児童委員、下関交番所長

##### イ 組織の役割

- 学校基本方針の取組の実施及び検証、修正
- いじめ又はいじめの疑いに関する情報及び児童の問題行動に係る情報の確認と共有
- いじめ又はいじめの疑いに係る緊急会議を行い、情報の共有、関係児童への事実関係の事情聴取、指導及び支援体制・対応方針の決定、関係機関との連携、保護者と連携した対応等の協議・決定

##### ウ 開催

- いじめの防止の対策について協議する必要がある場合に開催する。
- いじめ事案発生時に緊急開催とする。

#### ② 不登校対策委員会

##### ア 構成員

校長、教頭、教務主任、生活指導主任、学級担任、学年主任、養護教諭  
※ 必要に応じ、主任児童委員にも参加を要請する。

##### イ 組織の役割

- 不登校の予防及びいじめの早期発見に関する対応について実施・検証・修正（いじめ実態アンケート調査、教育相談実施 等）
- 不登校児童、不登校傾向の児童に関する情報収集と共有
- 当該児童に関する対応協議及び実行・検証・修正

##### ウ 開催

定例会は開催せず、必要に応じ随時開催とする。

### (2) 日常的にいじめ問題、生徒指導上の課題に関して対応する組織

#### ① 職員集会

##### ア 構成員

全職員

##### イ 組織の役割

- いじめ、不登校を含む生徒指導上の諸問題に関する情報及び進捗状況の共有
- 生徒指導に関わる事案の対応協議・検証・修正

##### ウ 開催

週1回を定例に開催し、必要に応じて緊急開催とする。

#### ② 生活指導部会

##### ア 構成員

生活指導主任、生活指導部員、養護教諭、栄養教諭

##### イ 活動

- いじめ、不登校を含む児童に関する情報共有（全教職員を含む）
- 児童指導に関わる事案の対応策検討と中核的な対応の実践

##### ウ 開催

- 学期1回を定例会とし、必要に応じ緊急開催とする。

### 3 いじめ防止等のための対策の基本

#### 【基本となる構え】

- (1) 学校の重点課題の一つに「いじめ防止・不登校解消と未然防止」を掲げ、未然防止、初期対応と心に寄り添う指導・支援を組織的に行う。
- (2) 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (3) 保護者並びに地域住民その他の関係者に対して、「学校いじめ防止基本方針」について説明する機会をもち、いじめ防止に資する児童が自主的に行う児童会活動「いじめ見逃しゼロスクール集会」に対する指導、支援を行う。
- (4) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、道徳及び学活の時間に、人権教育、同和教育等の授業や、人権講演会等を実施する。

### 4 いじめ防止に向けた取組

#### (1) 生徒指導体制

##### ① いじめ防止に向けた指導内容

- 全教育活動を通じて、全教職員が児童とかかわり合い触れ合う中で、児童との好ましい人間関係をつくりあげ、児童理解を深めて親身になって指導する。
- 児童一人一人が活躍できる場を設定し、自己有用感を育む指導をする。
- さまざまな仲間とかかわり合わせる場を設定し、児童同士が共感的な人間関係を育む働きかけをする。
- 自己決定をする場を設定し、自己の能力の可能性を導き出させる指導をする。
- 児童の主体的活動を推進する。

##### ② 指導体制

- 児童のいじめ等の情報を知り得た教職員は、すぐに関係する教職員へ伝え、管理職へ報告をする。
- 児童のいじめ等の問題に対して、管理職は、即座に校内の組織を活用して、対応を協議して、対策を実行する。
- 生活指導部、道徳部、特別活動部等が連携し合い指導計画を作成し、児童のいじめに対する適切な理解とスキル等を身に付けさせて、児童の主体的活動の質的向上を図る。

#### (2) 相談体制の確立

児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるように、次のとおり相談体制を整え実施する。

##### ① スクールカウンセラーの活用

- 通常の活用方法は、「教育計画」による。
- 以下のような緊急時には、「いじめ防止対策委員会」の対応の方針を受けて、スクールカウンセラーが、当該児童と教育相談を行う。
  - ア 人間関係等の悩みにより授業に参加できなかつたり、欠席する場合
  - イ いじめがあり、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合、被害者の心情把握と心のケアが必要な場合
  - ウ いじめがあり、関係する児童の心情把握と心のケアが必要な場合
  - エ 何かの原因により、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
- 教育相談実施後は、「いじめ防止対策委員会」等により、情報共有と迅速な対応を検討して対策を講じる。

##### ② 関係機関の活用

- スクールカウンセラーなどに緊急事態等が発生したときに、「いじめ防止対策委員会」等の対応の方針を受けて、下越教育事務所、新発田児童相談所、村子育て支援ネットワーク、医療機関等に相談を依頼する。

- ③ 保健室における養護教諭の相談活動
  - 養護教諭が、日常の児童の悩みを、休み時間や放課後等の時間を活用して、保健室で、心の健康相談を行う。
  - 事案によって、養護教諭が、いじめ防止対策委員会等の対応の方針を受けて、授業、休み時間や放課後等の時間を活用して、保健室で心の健康相談を行う。
  - 教育相談実施後は、いじめ防止対策委員会等により、情報共有と迅速な対応を検討して対策を講じる。
- ④ 学級担任による教育相談
  - 学級担任が、各学期始めの全校体制で期間を設定し、児童全員と計画的に教育相談を行う。
  - 学級担任、養護教諭又は他の教職員が、アンケート等の結果により、教育相談の必要性がある場合は、当該児童や関係する児童又は当該児童の保護者と教育相談を行う。
  - 学級担任等は、教育相談実施後は、管理職に報告し、学年部会・生活指導部会いじめ防止対策委員会等により、情報共有と迅速な対応を検討して対策を講じる。
- ⑤ 教職員間の情報共有
  - 職員終会、職員会議での児童情報交換共有、児童理解研修会等を通して児童に関する情報を常に共有し、いじめの未然防止と迅速な対応を行う。

### (3) 教育活動における配慮事項

- ① 常に授業改善を図り、「分かる授業」「学び合い、教え合う授業」の実現、特別活動等に「縦割り班活動」「様々なグループによる活動」の設定を通して、「支え合い、高め合う」生活集団を育て、いじめを生まない学校風土をつくる。
- ② 関係指導部の全体計画により、「生き方にかかわる教育」と「自己有用感を育てる教育」「いじめ見逃しゼロスクール集会」等の取組における自校プランを確実に実行し、改善を図る。
  - ※ 児童会活動を中心とした児童主体のいじめ防止のための活動「いじめ見逃しゼロスクール集会」を、特別活動部、生徒指導部、道徳指導部等と連携しながら実践する。
- ③ キャリア教育や地域及び校外での各種体験活動を通して、よりよい生き方を学びながら、人間関係能力の育成を目指し、自己有用感を高めさせる等の事前指導及び事後指導を行う。
- ④ 人権教育、同和教育に関する研修会を実施し、教職員の人権感覚を高める。
- ⑤ 人権教育、同和教育の授業研修を実施して、家庭及び地域に向けた授業公開等を実施しながら指導の改善を図り、児童の人権感覚を育てる。
- ⑥ 当校の道徳教育の課題を明確にし、規範意識や生命尊重の心を育てる取組を、全体計画に従って行う。また、豊かな情操と道徳心を養い、コミュニケーション能力を高めるために実践し、児童の実態に応じて改善を図る。
- ⑦ 保護者・地域と連携し、あいさつ運動や親子での活動、地域貢献活動、ボランティア活動等を実施する。

### (4) いじめの早期発見・即時対応のための取組

- ① 日常の観察及びなかよしタイムの活用
  - 授業時や休み時間、放課後等の機会を通して、児童の言動や表情から様子を観察する。
  - 課外活動の場面に、必ず教職員が監督して、児童の活動を指導支援を行う。
  - ロング昼休みを活用することによって学級担任と児童が関わりを深め、信頼関係を構築する。気になる児童については、校長を中心として校内の組織を活用し、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

- ② いじめ調査等の実施  
いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を次のとおりに実施する。
- |                  |             |
|------------------|-------------|
| ア 児童対象いじめアンケート調査 | 毎月2回        |
| イ 学級生活調査(Q-U調査)  | 年1回(6月)     |
| ウ 保護者対象学校評価アンケート | 年2回(7月、12月) |
- ③ 教育相談を通じた学級担任の聞き取り 年3回(4月、9月、1月)

(5) インターネットのいじめへの対策

- ① インターネット上のトラブルへの対応について
- トラブルとなる情報を発見した場合は、校内の組織を活用して、事実を確認し、当該児童及び保護者に情報を削除させる。
  - 加害児童へ指導し、当該児童の保護者に指導及び監督するように依頼する。
  - 「いじめ防止対策委員会」等による対応を迅速に行うとともに、経過を観察し、適宜対応を協議する。
  - 関係機関とも連携し、被害児童及び当該児童の保護者へ支援を行う。
- ② 早期発見、未然防止について
- 情報モラル教育を、全体計画に従って、学級活動等により行う。また、必要により保護者も参加する「ネット、携帯安全教室」を実施し意識を高める。
  - 県委託のネットパトロールからの情報を得た場合は、学校は、事実を確認し、「いじめ防止対策委員会」等による対応を迅速に行う。
  - 学校は、インターネットのトラブルの専門家等による啓発活動を、家庭や地域対象に行う。

(6) 校内研修について

- ① 校内研修に関する年間計画  
いじめの防止に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止に取り組む教職員の資質向上を図る。  
校内研修計画については、「教育計画」による。
- ② いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る取組
- 教育委員会主催及び任意団体主催の研修会に、生活指導主任や関係教職員を派遣して、全教職員へ伝達研修等を行う。
  - 年度始めの児童理解研修時に、当校児童の個別の能力や特性を共有し、対応の在り方を理解し共有する。
  - いじめの早期発見、いじめへの対処に関する研修を、中学校区で実施する。

## 5 いじめに対する対応

(1) いじめ(疑わしい事案も含む)に対する対応

- ① いじめに関する相談を受けた場合は、校内の組織を活用して、即時に適切な対応を行い、事実関係を明確にする。
- ② いじめの事実を確認した場合は、いじめをやめさせ、同種の再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導と当該保護者への助言を継続的に行う。
- ③ いじめを受けた児童等が、安心して教育を受けるための措置が必要であると認められる場合は、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置も講ずる。
- ④ いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報及び対応について、関係保護者と共有するなどの必要な措置を講ずる。
- ⑤ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

## 6 いじめの重大事態に対する対応

### (1) 重大事態の意味

- ① いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
  - 児童が自殺した場合
  - 身体に重大な傷害を負った場合
  - 金品等に重大な被害を被った場合
  - 精神性の疾患を発症した場合
- ② いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき  
この「相当の期間」とは、年間30日を目安とする。
- ③ 児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等を実施する。

### (2) 重大事態の報告

6(1)の重大事態が発生した場合は、次のように報告をする。

- ① 重大事態が発生した旨を、関川村教育委員会へ、速やかに報告する。
- ② 関川村教育委員会は、関川村長へ、速やかに報告するよう依頼する。

#### 【留意事項】

以下のような場合には、関川村教育委員会において、事案の調査を行う主体やどのような調査組織を立ち上げるのかについて判断をする。

- 事案の特性や経緯、いじめられた児童又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同じような事態の発生防止が十分達成できないと関川村教育委員会が判断した場合
- 学校の教育活動に支障がある場合

### (3) 調査の主体

- ① 学校が主体となって行う場合
  - 「いじめ対策委員会（仮称）」を臨時に設置して、調査方法を検討し実施する。
  - 調査結果については、再度、「いじめ対策委員会」等で精査して、対応を協議する。
- ② 関川村教育委員会が主体となって行う場合
  - 関川村教育委員会が、調査の主体となる組織を設置して、調査方法を検討して実施する。
  - 調査結果については、再度、関川村教育委員会が設置する組織を開催し、調査結果を精査して、対応を協議する。

### (4) 調査を行うための組織

- ① 関川村教育委員会又は関川小学校は、重大事態に係る調査を行うために速やかに組織を設ける。  
関川小学校は、校長が、責任者となり「いじめ対策委員会（仮称）」を設置する。
- ② 「いじめ防止対策委員会」を母体として、関川村教育委員会と協議の上、適切な専門家を加え、当該事案に対処する組織（「いじめ対策委員会（仮称）」）を設置する。
- ③ なお、専門家については、公平性と中立性を確保するために、いじめ事案と人間関係及び利害関係がない第三者として、検討して加える。

(5) 事実関係を明確にするための調査の実施

① 調査の基本方針

- 調査を行う場合、客観的な事実を速やかに正確に調査をする。
- 関川村教育委員会や学校に対して、不都合なことが分かったとしても、事実を大切に、事実関係を明確にするために取り扱う。
- 「事実を明確にする」とは、要因、事実関係（いつ、誰が、誰に、どこで、どのように）、人間関係、要因の背景、学校及び教職員の対応等について、明確にすることである。
- 調査目的は、民事・刑事上の責任の追及や訴訟等への対応を直接の目的とせず、重大事態と同じようないじめの発生防止を図るためである。
- 調査を実施する際には、得られた情報をいじめられた児童及び当該保護者に提供する場合があることを、児童及び保護者へ説明をする。
- 調査方法、アンケートの内容項目、情報提供の内容・方法・時期等について、関川村教育委員会と協議して、適切に実施する。

② 調査方法

- いじめられた児童から聴き取りが可能な場合
  - ア いじめられた児童、関係する児童、教職員から質問紙調査、聴き取り調査を十分に行う。
  - イ いじめられた児童及び情報提供した児童の生活を守ることを優先する。
  - ウ いじめられた児童には、継続的な心のケアを行い、落ち着いた生活復帰の支援や学習支援を行う。
- いじめられた児童から聴き取りが不可能な場合
  - ア 当該児童の要望や意見を十分に聴き取り、保護者に今後の調査について協議して、調査について検討して着手する。
  - イ 調査方法については、関係する児童や教職員に対する質問調査や聞き取り調査等を行う。
  - ウ いじめが自殺の要因として疑われる調査の在り方については、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考にする。

③ 調査結果の提供及び報告

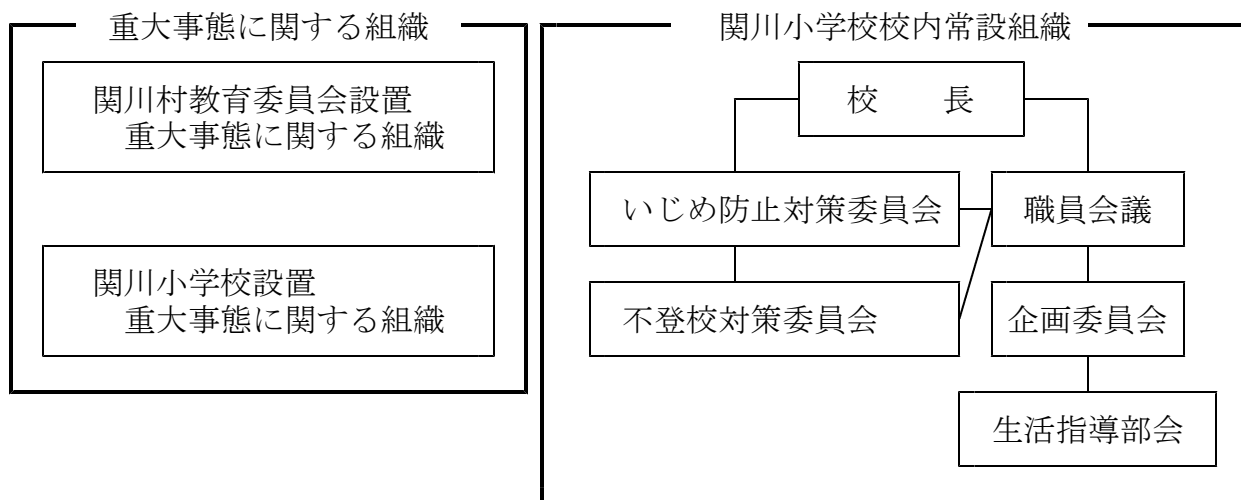
- いじめを受けた児童や当該児童の保護者に対して、組織の責任者は、事実関係その他の必要な情報を、関川村教育委員会と検討して説明をする。  
情報提供に当たっては、適時・適切な方法で経過も含めて報告をする。
- 他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に配慮して適切に提供する。  
ただし、個人情報保護を盾にして説明を怠らないように、情報を関川村教育委員会と検討して提供する。
- 調査結果については、関川村教育委員会を通して、関川村長に文書で報告する。
- いじめを受けた児童又は当該保護者が希望する場合は、いじめを受けた児童又は当該保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果とともに、関川村教育委員会を通して、関川村長に文書で報告する。

## 7 いじめ防止に向けた取組の評価

(1) 学校評価計画をもとにした評価の取組

- ① 学校経営及び重点的な取組の評価である中期学校評価としての、知・徳・体・特別支援の内、徳の項目にいじめ防止にかかわる項目を設定する。
- ② 生徒指導部が中心となり、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の3点を部内の評価項目にして、月ごとに自校の取組を評価する。
  - ア いじめの防止に関する取組に関すること。
  - イ いじめの早期発見に関する取組に関すること。
  - ウ いじめへの対応に関すること。
- ③ 学校関係者評価委員会及び、関川村教育委員訪問の際に、いじめ防止に向けた取組と成果を説明し、意見や要望をもとにして改善を図る。

## 8 いじめ防止に向けた取組の組織図



附則	平成26年 3月31日	策定
	平成28年 3月10日	改定
	平成29年 4月17日	改定
	令和元年 8月23日	改定
	令和2年 3月31日	改定